

医療法人慶友会城東病院介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人慶友会が設置経営する介護医療院事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護医療院サービスに該当する城東病院介護医療院（以下「介護医療院」とする）の事業は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する介護医療院サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入所者の人権を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及びその家族のニーズを的確に捉え、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 入所者またはその家族に対し、サービスの内容及び提出方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 介護医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名 称) 医療法人慶友会 城東病院介護医療院

(所在地) 山梨県甲府市城東4丁目13番15号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 介護医療院における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、介護医療院の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 法令遵守責任者 1名
法令遵守責任者は、法令等の自主的遵守に基づく、業務管理体制の整備、委託業務契約書中の個人情報に関する監督。

- 3 医師 3. 6 名以上
医師は入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて適切な診療を行う。
- 4 薬剤師 1. 2 名以上
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- 5 看護職員 2 8. 7 名以上
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供にあたる。
- 6 介護職員 3 4. 4 名以上
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供にあたる。
- 7 理学療法士、作業療法士 各 2 名以上
理学療法士、作業療法士は、医師等その他の職種のものと同じし、リハビリテーション実施計画を作成し、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- 8 管理栄養士 2. 5 名以上
管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- 9 栄養士 1 名
給食管理を行う。
- 10 介護支援専門員 2 名以上
介護支援専門員は入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設サービス計画書の作成に関する業務にあたる。

(入所定員)

第 6 条 介護医療院の入所定員は次のとおりとする。

1 7 2 名 (2 階 多床室 56 名 従来型個室 2 名・3 階 多床室 52 名 従来型個室 4 名
4 階 多床室 54 名 従来型個室 4 名)

(介護医療院サービスの内容)

第 7 条 介護医療院の提供する介護医療院サービスの内容は次のとおりとする

1 介護

- (1) 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画書に関する業務を担当させ、介護支援専門員は介護医療院人員、施設及び設備、運営に関する基準に従い施設サービス計画書を作成する。作成にあたっては、入所者またはその家族に対し説明し、同意を得た上で当該計画を入所者に交付するものとする。
- (2) 介護医療院は、1 週間に 2 回以上適切な方法により、入所者を入浴させ、体調不良等の理由により入浴が出来ない時は、清拭を行う。
- (3) 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- (4) 介護医療院は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- (5) 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り換えることとする。

- (6) 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- (7) 介護医療院は、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての入所者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を行うため、厚生労働省にデータを提出しフィードバックを受けることで、ケア計画の見直しを行っている。
- (8) 介護医療院は前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- (9) 介護医療院はその入所者に対して、入所者の負担により、当該事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

2 食事の提供

- (1) 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (2) 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行うものとする。
- (3) 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うようにする。

3 健康管理

- (1) 介護医療院の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を行うものとする。
- (2) 介護医療院の医師は、入所者に対して行った健康管理に関し、その者の診療録に必要な事項を記入する。

4 機能訓練

介護医療院では入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法やその他の適切なリハビリテーションを計画的に行う。

5 相談及び援助

介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行うものとする。

6 その他のサービスの提供

- (1) 介護医療院は適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (2) 介護医療院は、常に入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するように努める。

(利用料及びその他の費用の額)

第 8 条 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際には、その

入所者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 介護医療院は、前2項の支払いを受ける額その他、入所者又はその家族等の自由な選択に基づき提供される次の各号に掲げる便宜の費用の額の支払いを入所者から受けることができる。

1. 食費 ※金額については別紙料金表のとおり
2. 居住費 ※金額については別紙料金表のとおり
3. 理美容代等 ※外部業者との契約による 別紙料金表のとおり
4. 前各号に掲げるもののほか、介護医療院において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

- 4 介護医療院は、前項（3－3を除く）の費用に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとし、同意については文書によるものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第9条 入所者は、医師、介護支援専門員、薬剤師、理学療法士、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 入所者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 3 入所者、及びご家族による、暴言や暴行、威圧的な言動等の行為がある場合は、退所していただくことがあります。従業者・施設への苦情は、介護支援専門員、又は患者相談窓口をご利用ください。

（緊急時等の対応）

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

（感染症対策）

第11条 院内感染対策の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因のすみやかな特定、制圧、終息を図るため、院内感染対策を全従業者が把握できるように、体制を整備している。（城東病院院内感染対策マニュアル参照）

（非常災害対策）

第12条 介護医療院は非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対処する具体的計画を作成する。

- 2 避難、救出その他必要な訓練については、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団等と連携、協力が得られるよう定期的に行うものとする。
- 3 消防法施行規則第3条に定める消防計画を策定し、消防法第8条に定める防火管理者を配置する。

- 4 介護医療院は非常災害の際に入所者及び従業者が必要とする飲料水、食料、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、及び点検を行うようにする。(城東病院災害対策マニュアル参照)

(業務継続に向けた取組)

第 13 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画等策定、研修の実施。訓練等の実施を行う。(新型インフルエンザ BCP・新型コロナウイルス感染症 BCP・城東病院 BCP マニュアル参照)

(協力医療機関等)

第 14 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- 二 介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護医療院は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。
- 3 介護医療院は、感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び介護医療院に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 介護支援専門員、意見箱、**患者相談窓口**が設置されている。

(個人情報の保護)

第 16 条 介護医療院は、業務上知り得た入所者又は家族の個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提供、漏洩しないものとする。

- 2 第三者に対し、入所者に関する情報を提供する際には、入所者又は家族の同意をあらかじめ文

書により得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する
- 4 介護医療院は従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（身体拘束）

- 第 17 条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。（城東病院「医療安全マニュアル・身体行動制限（拘束抑制）に関する基準」、「身体拘束適正化検討マニュアル」参照）
 - 3 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることとする。
 - 4 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 6 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止）

- 第 18 条 入所者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、担当者を置き、虐待の発生・再発を防止するため虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修を行う。

（地域との連携）

- 第 19 条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めることとする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第 20 条 介護医療院は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第 21 条 介護医療院は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資

格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じている。

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| 2 | 継続研修 | 年1回 |
- 2 介護医療院は、適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する措置を行っています。
- 3 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人慶友会と介護医療院との協議に、基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

平成31年3月1日 3階療養棟開設に伴い改定。

令和3年4月1日 介護報酬改定に伴い改定。

令和6年3月29日 4階療養棟開設に伴い改定。

令和6年4月1日 介護報酬改定に伴い改定。

令和8年9月1日 一部改定。